

特定建築物

定期報告を必要とする特定建築物の用途・規模・報告時期等一覧（政令による指定 + 草津市建築基準法施行細則による指定）

対象建築物の用途	規模（いずれかに該当すれば報告対象となります）	報告時期
ホテルおよび旅館	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 3階以上の部分もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 	平成29年およびその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場およびスポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が2,000㎡を超えるもの 3階以上の部分を有するもの 	
病院、診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）および公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が200㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 	平成30年およびその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 	
共同住宅および寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅または老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業もしくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 2階の部分の床面積の合計が300㎡以上のもの 3階以上および地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 	平成28年およびその翌年から起算して3年ごとの年の4月1日から翌年の3月31日まで
劇場、映画館および演芸場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の床面積の合計が100㎡を超えるもの 客席部分の床面積の合計が200㎡以上のものまたは主階が1階にないもの 	
観覧場（屋外に観覧席を設けるものを除く。）、公会堂および集会場（床面積が200㎡以上の室を有するものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が300㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 客席部分の床面積の合計が200㎡以上のもの 	
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗および遊技場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が1,000㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの 	
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店および飲食店	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が500㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 	
展示場	<ul style="list-style-type: none"> 床面積の合計が3,000㎡を超えるもの 3階以上の部分の床面積の合計もしくは地階の部分の床面積の合計が100㎡を超えるもの 2階の部分の床面積の合計が500㎡以上のもの 	

注) 上表（ ）書き内に該当しない共同住宅は対象ではありません。ただし共同住宅の一部が表に該当する場合は、対象になります。

例 : 共同住宅の地下に100㎡を超える飲食店がある場合。